

全日教連 要望結果報告

(発行 平成 21 年 6 月 26 日)

第 5 次中央要請行動

文教予算等に関する要望

文部科学省

要望日時 平成 21 年 6 月 23 日 10:30 ~ 11:00

回答者 【初等中等教育局】

財務課

専門官 (学校マネジメント P T) 常盤木 祐一 氏

財務課 給与企画係長 尾川 正洋 氏

初等中等教育企画課調査係長 大久保 享之 氏

【生涯学習政策局】

参事官 (学習情報政策担当) 付

メディア係長 牧 雅英 氏

参事官付情報網整備担当専門職 山本 健司 氏

【大臣官房】

文教施設企画部施設助成課法規係 本多 真行 氏

要望者 【全日教連】

委員長 久保井 規文

副委員長 武田 幸雄・藤原 鎌次・藤井 智寛

坂本 和生

事務局長 中西 昭博

事務局次長 福田 衛人・森下 耕司・上原 卓

執行委員 早野 普文・吉田 修・村田 考洋

久保 義博

評議員 永松 啓輔・鍋谷 政善・原田 亮

川崎 浩一

要望（全日教連）

1 人材確保法の趣旨を尊重し、教育専門職に相応しい給与・勤務条件を確立すること。

（１）教員のキャリアの複線化を実現するため、給与体系の見直しを図ること。

（２）教職員の勤務実態を反映し、教職調整額を増額すること。

文部科学省

- 学校教育の要である教職員に優秀な人材を確保するために、人材確保法を堅持しつつ、頑張る教職員のために、適切な処遇を行うことは、不可欠であると考えている。平成 20 年度予算では、減り張りある教員給与体系としての副校長・主幹教諭・指導教諭の配置、部活動手当の倍増等を実現した。しかし、平成 21 年度予算においては、特別支援学校や小中学校の特別支援学級の教員に支給される給料の調整額が縮減となった。
- 骨太の方針 2006 において、教員給与月額が一般行政職給与月額を上回る部分の 2.76% を縮減するとされている。今後も縮減の方向に向かわざるを得ない状況である。文部科学省としては、人材確保法の趣旨を維持しながら、減り張りある教職員給与体系の整備に向けて、検討していく。
- 平成 18 年度に行った教員の勤務実態調査では、個人によって、残業時間の差が大きいという実態が明らかになった。これを踏まえ、平成 19 年 3 月の中教審答申では、一律に支給する教職調整額の制度と教員の勤務実態が乖離していることから、教職調整額を見直す必要があるという見解が示された。また、骨太の方針 2006、同 2007 では、能力と実績に応じた減り張りのある教員給与体系を構築することが閣議決定されている。教職調整額を維持し、さらに増額するというのは、こうした流れとは違う考え方である。いずれにしても、教職調整額の見直しについては、現在中教審の初等中等教育分科会の下に作業部会を設置し、議論しているところなので、引き続き検討していきたい。

要望（全日教連）

2 学級編制の基準を引き下げるとともに、少人数指導や特別支援教育を充実させ、一人一人にきめ細かな指導を行うための、教員定数の改善を図ること。

文部科学省

- 確かな学力の育成を図るためには、教員が子供一人一人に向き合う時間を確保し、学校現場で日々頑張っている教員を支援することが重要である。平成 21 年度予算においては、1,000 人の教職員定数の改善を行うとともに、退職教員や経験豊かな社会人を学校に配置する外部人材活用事業として、14,000 人拡充した。学級編制については、全国一律に引き下げるというよりも、地域や学校の実情に合わせた柔軟な取組を可能としながら、少人数指導を一層充実させることが効果的であると考えている。

要望（全日教連）

3 多忙化する教職員の勤務改善のための諸制度を整備すること。

文部科学省

- 教員の勤務負担軽減については、文部科学省において平成 19 年 11 月に学校現場の負担軽減プロジェクトチームを立ち上げ、平成 20 年 3 月に学校現場の負担軽減のために当面取り組むべき事項について取りまとめ、各都道府県に通知している。こうした取りまとめを受けて、文部科学省が自ら実施している調査の一括化を図るとともに、各都道府県にも、数値目標を立てて調査の数を減らすよう、働きかけている。
- モデル事業は、学校への負担が大きいことから、重点化・精選化を進めている。
- 主幹教諭に係る定数改善、校務の情報化等も進めている。

要望（全日教連）

4 「スクールニューディール構想」の実現に向けて、学校の施設・設備の充実に努めるよう、各地方公共団体に指示すること。

文部科学省

- 21 世紀の学校現場の教育環境の抜本的充実を図るため、学校耐震化の早期推進や太陽光パネルの設置、ICT 環境の整備等を一体的に充実していくことは重要である。先般成立した平成 21 年度補正予算において、これらを一体的に推進していくためのスクールニューディール構想が盛り込まれた。文部科学大臣、経済産業大臣、環境大臣が、地方公共団体関係者を参集したスクールニューディール推進会議を開いて、地方公共団体の取組の支援を行い、推進を図っていきたい。

意見及び回答

●教職調整額について

（全日教連）

減り張りのある教職員給与によって、教職員の意欲を喚起するという趣旨の回答だったが、時間外勤務手当が導入されると、時間外勤務として認められる業務と、認められない業務とに分けられることになる。認められない業務には、意欲が湧かなくなるのは当然のことである。それが、学校の質の低下につながるのではないかとことを危惧している。減り張りをつけることで、確かに公平感は生まれるかもしれないが、組織として動く学校では、マイナス面に作用することもある。また、教員の業務は部活動指導や生徒指導等、時間の管理が難しい。管理職が果たして、十分把握することができるのかということについても疑問である。

さらに、時間外勤務手当を導入すると、手当は労働基準法により時間給の 1.25 倍となる。時間外勤務は、平均で 34 時間ということが明らかになっているが、財源的に本当に確保できるのか、義務教育費国庫負担制度とどのように関連させていくのかという課題もある。また、時間外勤務と手当の支給額に関する訴訟が起こる可能性もある。教職調整額は、それを防ぐ役割も果たしている。これらの点についての文部科学省の考えを伺いたい。

（文部科学省）

財源については、確保できるかどうかを考えながら議論を進める必要がある。しかし、財源の確保は制度ができてから実際に行われていくことになるので、今はどちらとも言えない状況である。時間外勤務手当を導入するに当たっては、勤務負担軽減も併せて考えていかなければならない。業務の効率化とともに、学校に専門家の力を加えていくことも考えている。このような取組によって、教員の負担軽減を併せて行っていくので、34 時間分の財源措置が必要になるかどうかは、その後の勤務実態を調査する必要がある。

また、訴訟の問題については、教職調整額が導入された昭和 46 年当時と比べて、政治状況が安定してきているとは言え、可能性は否定できない。少なくとも学校現場が混乱することは十分考えられるので、その点も含めて、中教審で協議しているところである。教職調整額を廃止する方向ですでに議論が進んでいるというわけではないので、堅持される可能性もある。

（全日教連）

この作業部会は、そもそも教職調整額に代えて時間外勤務手当を導入するという目的の下に行われている部会なのか。

（文部科学省）

教職調整額だけではなく、教職員の勤務や学校運営の在り方について幅広く議論するために行っているもので、初めから結論ありきで部会を開いているわけではない。

●教職員の多忙化の改善について

（全日教連）

新学習指導要領が先行実施になり、それに伴って学校現場がさらに忙しくなっているという教職員の声が多く挙がっている。例えば、小学校 1 年生も毎日 5 時間の授業を行っているが、中には居眠りをしてしまう子供がいる。担任は、授業が増えて、学級事務を行う時間が少なくなっている。教職員も子供も忙しくなり、完全実施になったときにどうなるのかといった不安の声が大きい。

現場の教職員が最も多忙感を感じているのは、新たに出てくる諸施策への対応である。また、多忙化の改善策についてアンケートを取ったところ、「とにかく教職員を増やして欲しい」という意見が最も多い。

教職員は、子供が学校にいる間はずっと子供と向き合っている。教材研究や学級事務に充てる時間が無いという声も多く聞かれる。そういった業務は子供が帰った夕方からの時間であり、超過勤務となる。学級編制基準を引き下げるよりも、少人数指導や特別支援教育に関わる加配をしたり、専門家や事務職員を配置したりして教職員の負担を軽減するという回答だったが、抜本的な改善につながる施策にはなり得ない。少人数指導や特別支援教育の加配は、臨時採用の教職員であるが、現場で求めているのは正規採用の教職員である。やはり国として、先進国並みに学級編制基準を引き下げなければならない。それに見合う数の正規採用の教職員を配置した上で、学校や地域の実情に併せた弾力的な運用ができるようにすることが大切である。

また、調査を減らして事務負担の軽減を図るということだったが、ある地域で調べたところ、1 年間に調査が 160 あった。2 日に 1 回は何らかの調査が来るということになる。さらに数が減るようにしてほしい。また、中学校では「研究指定を受けたら学校が荒れる」と言われている。研究にばかり目を奪われ、子供が見えなくなってしまうことが原因である。こういった研究指定のモデル事業等も、さらに精選が必要である。

一般の教員だけではなく、養護教諭も大変忙しい。体調が悪くなったり、けがをしたりした子供への対応だけではなく、不登校傾向で保健室に通う子供や、特別な支援を要する子供への対応も養護教諭は求められている。栄養教諭も同じで、任用数が各地方公共団体によって大きな差があるため、任用数が少ない地方においては多忙を極めている。通常の栄養管理に加えて、食育の授業準備を徹夜で行う栄養教諭もいる。

こういった学校現場の状況を踏まえ、抜本的な教職員の定数改善をお願いしたい。